

事務連絡  
令和2年6月16日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

### 営業許可申請等の行政手続における取扱いについて

今般、経済団体から内閣府規制改革推進室宛てに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面手続や書面手続（押印を含む）を求める制度等の見直しについての要望が提出され、営業許可申請等の関係では、許認可手続の緩和及び申請のオンライン化について、緊急に対応するよう求められています。

本年5月1日付けで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の中で、「新しい生活様式」として、テレワークの実施等が求められており、加えて、令和元年に施行された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）において、デジタルファースト原則などデジタル3原則のもと、地方公共団体の行政手続についてもオンライン化が努力義務とされています。

つきましては、営業許可申請等の手続に関して、法令上、書面（紙）による提出や押印を求めているものではないことを踏まえ、申請書等をeメール（PDF添付等）により提出することを認める、また、押印手続きを省略するなど、「新しい生活様式」及びデジタル手続法の趣旨を踏まえた柔軟な取扱いをお願いします。

参考：デジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）